

# 山北町空き家バンク（空き家等情報登録制度）について

山北町空き家バンクは、町内にある空き家、空き地等（以下、空き家等）の賃貸・売却を希望する方から登録いただいた情報を、空き家等の利用を希望する方に紹介する制度です。町内に所在する空き家等の有効活用及び定住促進、地域の活性化を目的としています。

## <利用の流れ>

### ■空き家等の所有者等（以下、所有者等）

**【相談】**  
町へ空き家等の活用について相談  
(窓口、電話、メール等)

**【現地調査】**  
町又は宅建事業者による空き家等の現地調査

**【情報登録】**  
登録申込書の提出  
\* 契約交渉の方法を選択  
〔直接型（双方で直接交渉を行う方法）  
間接型（宅建事業者が仲介する方法）〕  
⇒町が窓口やホームページ等で  
登録情報について利用希望者に提供



間接型では、町と提携している宅建事業者が仲介や契約手続きを行うので安心して相談してください♪

### ■空き家等の購入、賃借を希望する方（以下、利用希望者）

**【相談】**  
町へ空き家等の利用について相談  
(窓口、電話、メール等)

売家、貸家、売地、貸地などの登録や利用が可能です！



山北町定住促進キャラクター「山吹ほたる」

**【情報提供】**  
町より、窓口やホームページ等で空き家等についての情報を入手

**【現地見学・案内】**  
町又は宅建事業者が空き家等を案内

## 【物件の交渉】

利用希望者が空き家等の契約を希望する場合、町が所有者等に連絡する。

- 直接型：所有者等と利用希望者の両者間で契約に向けた交渉を行う。
- 間接型：宅建事業者が仲介し、契約に向けた交渉を行う。

空き家活用助成金や空き地活用助成金を利用することで  
お得に改修や活用が可能です！！

**契約成立**

<ご相談・問合せ先>  
やまきた定住相談センター  
(山北町定住対策課)  
TEL 0465-75-3650